

労働安全衛生法を確認し
ましょう！

— 安全・衛生活動の支援 —

労働安全衛生法第81条等により国家資格を持った専門家が
安全・衛生活動を支援致します。

労働安全衛生法の適応状況を確認しましょう。

労働安全衛生法は労働者を守ると共に、確実に順守することにより、事業者及び管理者も守っています。

実施すべき法令を知らないことは、実施しない理由になりません。

仮に労働災害が発生した場合には、罰則があります。

罰則は四重罰とされています。

(刑事罰、行政罰、民事罰、社会罰)

労働災害が発生する前に、自事業場に適用される法令を調査し、リストアップして、対応しましょう。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 埼玉支部

 : <http://jashcon-saitama.com/>

Eメール : saicon@blue.plala.or.jp

TEL : 048-649-8617